

仕 様 書 (案)

1 件 名

令和7年度 神戸市環境局公用車 自動車任意保険加入契約

2 保険契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 保険対象車両

神戸市環境局が所有、又はリースする公用車とする。

自貨2下	192台
自貨2超	8台
普ダンプ2下	34台
自軽四貨	176台
特その他	8台
自小貨	15台
自小乗	10台
自普乗	11台
自軽乗	21台
合 計	475台

※「保険対象車両一覧」は、公募要領に別紙添付のとおり

4 自動車損害保険の補償内容

(1) 賠償保険の担保内容

神戸市環境局公用車の運行に起因する自動車事故に伴う賠償責任を以下のとおり担保する。

- ① 対人賠償責任：最高限度額 被害者1名につき3千万円（免責額なし）
- ② 対物賠償責任：最高限度額 1事故につき 1千万円（免責額なし）

(2) 特約条件等

- ① 対人事故・対物事故ともに示談交渉サービス付きとする。ただし、以下の場合を除く。
 - ア 本市に損害賠償責任がない場合。
 - イ 損害賠償額が明らかに、自動車損害賠償責任保険と自動車損害保険の限度額を超える場合。
- ② 以下の条件において、本市が書類を提出して承認を受けるところにより本市代理人である弁護士への相談、委任等を行うための費用について補償するものとする。本市に賠償責任がない場合の弁護士費用は、1回の自動車事故につき、300万円（法律相談費用は10万円）を限度とする。

なお、弁護士の選任は、本市が行うものとする。

 - ア 事故の相手方により調停又は訴訟を提起された、あるいは(3)⑥イにより相手方調停又は訴訟を提起する具体的な恐れがあると報告があった場合。
 - イ 対人事故だけでなく対物事故も対象とする。
 - ウ 相手方の被害の程度が通院であっても対象とする。

- ③ 事故・故障時の車両搬送費用の補償は不要とする。
- ④ 保険加入車両の修理、点検期間中の代替車両の補償は不要とする。
- ⑤ 人身傷害、無保険車傷害、搭乗者傷害、自損事故傷害及び車両補償に関する補償は不要とする。また、運転者が道路交通法で定める運転資格を持たない状態、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の薬物の影響により正常な運転ができない恐れがある状態、道路交通法で定める酒気帯び若しくはこれに相当する以上の状態にある場合、地方公務員災害補償法に基づく補償が行われる場合の補償は不要とする。対物賠償責任の担保では、使用目的を業務中に限定し、運転者を職員に限定する。
- ⑥ 仕様書に記載のない内容については、保険会社の指定する約款に基づくものとする。
- ⑦ 落札した者は、契約の日までに車種別に算出根拠を提出するものとする。
- ⑧ 見積合せは仕様書に記載する車両台数で行うが、契約時の車両台数は増減する場合があります、その際は、⑦の提出単価に契約時の車両台数を乗じて得た金額を契約金額とする。
- ⑨ 保険契約開始後に本市が所有し、又はリースすることとなった自動車の報告は、その翌月末までに行うものとする。この仕様書の配付日以降に所有し、又はリースすることとなった自動車の報告は、令和7年4月30日までに行うものとする。
- ⑩ 保険契約開始後に本市が所有し、又はリースすることとなった自動車の保険は、本市からの所有し、又はリースすることとなったことの報告に基づき開始するものとする。
- ⑪ 保険契約期間中の車両台数の増減に伴う保険料の追加又は還付は年度末に精算を行い、適正に処理することとする。

(3) 事故処理対応について

- ① 事故発生時に、本市は保険会社に対して電話又はFAX、e-mailにより、事故状況の報告を行うので、保険会社は365日報告を受け入れられる体制を整えるものとする。
- ② 保険会社は、本市から事故状況の報告があれば速やかに担当者を定めて、事故の相手方と連絡を取り、説明、合意形成、保険金の支払等の事故処理対応にあたるものとする。
- ③ ②において事故の相手方に被害が発生している場合は、保険会社は休日・祝日に関係なく、速やかに対応するよう努めるものとする。
- ④ ③の場合に、本市からの求めがあれば、保険会社は休日・祝日に関係なく、本市が定める事故担当者に対して、保険会社が行った対応を報告するものとする。
- ⑤ 保険会社は、事故の相手方との交渉状況や示談等(承諾書、免責証書等による場合を含む)の金額、その内訳、根拠等について、適宜に本市に報告するものとする。
- ⑥ 保険会社は、以下の案件については交渉経過、争点その他本市が指定する事項について、本市に報告するものとする。
 - ア 調停又は訴訟によらなければ解決を図ることができない案件
 - イ 相手方が調停又は訴訟を提起する具体的な恐れのある案件
- ⑦ 保険会社は、対人事故と対物事故の双方について受理した案件の完了後、その対応を本市が定める事故担当者へ報告を行うものとする。
- ⑧ 保険会社は、保険契約期間終了後も保険契約期間内に受理した案件に関し⑤から⑦の内容について、案件の解決まで行うものとする。

5 個人情報の保護に関する特記事項

- (1) 保険会社は本市と契約締結した後は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他本市が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、契約を履行するにあたって個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- (2) 保険会社は、契約の履行にあたっては知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (3) 保険会社は、その使用する者が在職中及び退職後において、契約を履行するにあたって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
- (4) 保険会社は、契約の履行にあたって知り得た個人情報等その他の情報を、本市の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し若しくは利用させてはならない。
- (5) (2) から (4) の規定は、契約終了等後においても同様とする。
- (6) 保険会社は、本契約に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (7) 保険会社は、本市から貸与された文書等を本市の書面による承諾を得ることなく複製し、又は複製をしてはならない。
- (8) 保険会社は、(1) から (7) に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに本市に報告し本市の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
- (9) 本市は、保険会社が契約の履行にあたって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、報告を求めその検査をすることができることとする。
- (10) 保険会社は、本市から(9)の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- (11) 保険会社は、契約の履行にあたり個人情報等を収集するときは、契約の履行のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

6 契約履行事故等について

- (1) 保険会社は本市と契約締結した後は、契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を本市に報告しその指示を受けなければならない。
- (2) 本市は、契約の履行に関し事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができるものとする。

7 調査等について

- (1) 本市が契約の履行に関し必要があると認めるときは、保険会社に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができるものとする。
- (2) 保険会社は、(1)の規定により本市から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは速やかにこれに応じ、又は本市から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

8 契約の解除について

- (1) 本市は、次の①から⑩のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。
- ① 保険会社が契約期間等の終了までに契約を履行しないとき又はその見込みがないとき、契約上の義務を履行しないとき、契約の目的を害するとき、仕様書等の内容に反するとき。
 - ② 保険会社が本市の職員の職務執行を妨げたとき。
 - ③ 保険会社が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき、その他契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
 - ④ 保険会社に支払いの停止があったとき、保険会社が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は保険会社に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき。
 - ⑤ 保険会社が公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ⑥ 保険会社が本市に対する本保険契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
 - ⑦ 保険会社又は保険会社の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は本契約が暴力団員等の利益になることが判明したとき。
 - ⑧ 保険会社が事業譲渡、事業廃止その他の理由により、本契約に係る事業を行わなくなると認められるとき。
 - ⑨ この契約の履行に関し保険会社又は保険会社の従業員の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者（本市の職員を含む。）に損害を与えたとき。
 - ⑩ 保険会社の本市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- (2) 本市が（1）の①から⑩に基づき契約を解除する場合、保険会社は解除により生じる損害の賠償を公序良俗に反するものを除き請求できないものとする。

9 専属的合意管轄等について

- (1) 契約又は契約に関連して生じた紛争は、本市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (2) 契約の手續・履行に関して用いる言語は、日本語とする。
- (3) 契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- (4) 契約の手續と履行において本市と保険会社の間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (5) 契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- (6) 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 その他

- (1) 令和7年度の適用料率は、「割引32%」である。
- (2) 本契約は令和7年度神戸市一般会計予算が議会の議決を経て成立することを前提とするものであり、予算の状況によっては契約を締結しない場合がある。